

平成20年3月4日

各保険医療機関
各保険薬局
各訪問看護ステーション 殿
各施術取扱者

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局

後期高齢者医療制度施行に伴う被保険者証等の新設について（通知）

日ごろは、当広域連合事務の推進に格別の御協力、御支援を頂き厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成20年4月1日より、後期高齢者医療制度が施行されます。これに伴いまして、75歳以上の方及び65歳以上で障害認定を受けた方については、現在加入している健康保険から脱退し、後期高齢者医療の被保険者となります。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の被保険者となる方に対して後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証及び後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を交付しますのでお知らせいたします。

1. 後期高齢者医療制度開始年月日

平成20年4月1日

2. 被保険者証等の仕様

別紙のとおり

留意事項

○従来の老人保健医療制度は、平成20年3月31日診療分までとなりますので、月遅れ請求については、従前どおり老人保健で請求していただくこととなります。

〒771-0135

徳島市川内町平石若松 78 番地 1

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

担 当 資格保険科担当 小川，坂東

給付電算担当 高橋，増田

電 話 088-677-3666

ファクシミリ 088-666-0105

別紙

1. 各証の有効期限及び色

| | 有効期限 | 証の色 |
|-------------------------|------------------|-------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | 平成 21 年 7 月 31 日 | りんどう |
| 後期高齢者医療特定疾病療養受療証 | なし | びわ |
| 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 | 平成 20 年 7 月 31 日 | ラベンダー |

2. 保険者番号

法別番号 2 桁，都道府県番号 2 桁，市町村番号 3 桁，検証番号 1 桁，計 8 桁の算用数字を組み合わせたものとする。

| 市町村名 | 後期高齢者医療 保険者番号 | 市町村名 | 後期高齢者医療 保険者番号 |
|-------|------------------|-------|------------------|
| 徳島市 | 39362017 | 神山町 | 39363429 |
| 鳴門市 | 39362025 | 那賀町 | 39363684 |
| 小松島市 | 39362033 | 牟岐町 | 39363833 |
| 阿南市 | 39362041 | 美波町 | 39363874 |
| 吉野川市 | 39362058 | 海陽町 | 39363882 |
| 阿波市 | 39362066 | 松茂町 | 39364013 |
| 美馬市 | 39362074 | 北島町 | 39364021 |
| 三好市 | 39362082 | 藍住町 | 39364039 |
| 勝浦町 | 39363015 | 板野町 | 39364047 |
| 上勝町 | 39363023 | 上板町 | 39364054 |
| 佐那河内村 | 39363213 | つるぎ町 | 39364682 |
| 石井町 | 39363411 | 東みよし町 | 39364898 |

※上に示した保険者番号については，厚生労働省が3月の通知で定める予定の内容であり，正式な改正通知は発出されておられませんのでご注意ください。今後，厚生労働省からの通知において変更等があった場合は，あらためてお知らせをいたします。
※後期高齢者医療広域連合は県単位での運営となりますが，県内市町村間において被保険者の異動があった場合でも保険者番号が変わりますのでご注意ください。

3. 被保険者番号

受給者番号 7 桁，検証番号 1 桁，計 8 桁の算用数字を組み合わせたものとする。